

## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関する基本方針

WeCapital 株式会社

## マネー・ロンダリング及びテロ資金供与に関する基本方針

当社は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与防止（以下「AML/CFT」という。）の重要性を認識し、当社グループ経営における最重要課題の一つと位置づけ、経営陣の主体的かつ積極的な関与のもと全社的な態勢構築に取り組むと共に、下記の通り基本方針を宣言します。

### 1 リスクベース・アプローチ

当社は、AML/CFT において、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合う低減措置を行います。

### 2 取引時確認及び顧客管理措置

当社は、金融商品取引業務の遂行にあたっては、関係法令および当社の社内規程等に基づき、適切な取引時確認（本人確認）及び顧客管理を実施し、反社会的勢力を含む不適切な顧客との取引関係の排除に努めます。

### 3 疑わしい取引の届出

当社は、疑わしい取引の届出を行う部門は、法務・コンプライアンス部とし、取引時確認及びモニタリングでの異常検知、他部門からの報告等により疑わしい取引に該当すると判断した場合には、関係当局に対して直ちに届出を行います。

### 4 取引及び顧客の継続的モニタリング及びフィルタリング

当社は、適切な取引状況等のモニタリング等を実施し、疑わしい顧客や取引を的確に検知・監視・分析する態勢を整備します。

### 5 役職員の研修

当社は、役職員の AML/CFT に対する知識及び理解を深めるため、その役割に応じて指導及び研修を行うとともに、疑わしい取引の届出についての的確に対応するためにも役職員に定期的に研修を行い、関係法令及び社内規程の周知徹底を図ります。

### 6 経済制裁等

当社は、国内外の規制等に基づき、テロリスト等を含む制裁対象者との取引関係の排除等の措置を適切に実施いたします。

### 7 継続的な改善

当社は、当社における AML/CFT の有効性について定期的に点検を行い、内部監査部

は、当社における AML/CFT について定期的に内部監査を実施し、当該結果を当社の経営陣に報告します。経営陣は、点検および内部監査部の結果を踏まえ、当社における AML/CFT 態勢の継続的な改善に努めます。

以上

制定 2024 年 6 月 28 日